

## 置賜広域行政事務組合パブリック・コメント制度の概要

### 1 パブリック・コメント制度とは

置賜広域行政事務組合（以下「組合」という。）の基本的な政策に関する施策（計画や指針等）を策定するときに、事前に計画等の案を公表し、広く住民から意見を求め、それらの意見を反映するようにする一連の手続をいいます。

### 2 目的

政策形成過程における住民参画の機会を確保するとともに、住民への説明責任を果たし、透明性の高い行政運営を行うことにより、開かれた広域行政を推進していくことを目的とします。

### 3 意見を提出できる者

置賜3市5町内（以下「圏域内」という。）に居住している人、圏域内の事業所等に勤務している人、圏域内の学校に在学している人、組合に利害関係のある人等が意見を提出することができます。

### 4 対象となる計画等

- (1) 組合の基本的な政策に関する計画や指針等
- (2) 住民の生活に密接に関連する重要な制度 など

※迅速な対応が必要なものや軽微な変更などの場合は、対象外となります。

### 5 公表等（氏名、住所、電話番号、その他必要な事項を記載）

- (1) 公表を2回実施します。
  - 1回目の公表 「意見募集」
  - 2回目の公表 「提出された意見の概要」と「意見に対する組合の考え方」公表は、組合のホームページへの掲載や組合各施設等における閲覧などで行います。
- (2) 意見の募集期間は、原則として公表してから20日以上とします。
- (3) 意見の提出方法は、担当課等への持参、郵便、ファクシミリ及び電子メールとします。

### 6 提出された意見の取扱い

- (1) 意見の募集を終了した後、それらを取りまとめて整理し、策定しようとする計画等に当該意見が合理的に反映できるかどうかを検討し、最終的な決定を行っていきます。
- (2) 結果の公表は、提出された意見の概要とその意見に対する組合の考え方を、組合のホームページへの掲載や組合各施設等における閲覧などで行います。

## パブリック・コメント制度の流れ

